建物の実地検証と重要証人の直接対面尋問が絶対に必要です

本日 10 時 30 分　地裁601号法廷

迷走！ 仲戸川裁判長の不当指揮を許すな！

民事第5部

法廷で決定した証人調べを勝手にやめたり変更したり……。私たちは地裁民事第５部の仲戸川裁判長の常軌を逸した訴訟指揮に強く抗議してきましたが、４月 20 日、裁判長はついに不当な制限を全面的に撤回しました。

裁判官忌避のさなかに欠席裁判を強行したり、被告不在の法廷で証人調べを取り消したり、抗議して証人調べを回復させたものの尋問時間を大幅短縮するなど、私たちの立証活動をはく奪する偏った審理の暴走は断じて認められることではないのです。

今回の全面撤回はあまりに当然のことですが、では、暴走と迷走による混乱の責任をどうするのか？　今日の法廷で裁判長は明らかにすべきです！

証拠物を建物もろとも破壊する！

―――空港会社のよこしまな計画を仲戸川裁判長が手助け

しかし、肝心要の実地検証と最重要証人のビデオリンクの問題は、いまだ解決していません！

そもそも空港会社のねらいは、彼らにとって決定的に不利な証拠物を外観の鉄骨造り建物もろとも破壊することです。空港会社は地上権を証明する木造建物がすでに「滅失した」としておし通し、撤去判決を引き出して、証拠もろとも破壊しようとしています（写真と解説）。

だからこそ、いま裁判所による実地検証が絶対に必要です。ところが、「検証は証人調べを見て検討」と言ってきた仲戸川裁判長は、証人調べをする前に検証しないことを決め、空港会社を手助けしているのです。

また、反対同盟が地代を支払ってきた事実を知る重要証人（旧地主の嫁）に、偽証に繋がるビデオリンクを許し反対尋問の機会を奪っています。これは証人隠しです。

「始めに結論ありき」の国策裁判は絶対に認めることができません！

建物の実地検証と、最重要証人の直接対面尋問を、私たちは強く要求します。

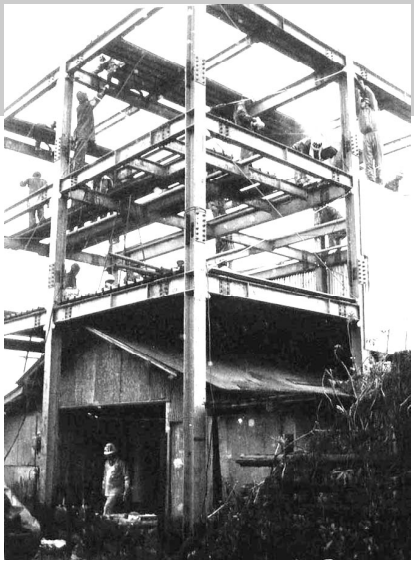

鉄骨建物は二重構造になっていて、中には登記された木造建物がある。これは地上権を証明するための決定的証拠。裁判長は実地検証をせず、証人調べを制限して、証拠もろとも破壊する空港会社の策謀を手助けしている（1988年建設中の写真）

【解説】
天神峰現闘本部裁判とは……

■この裁判は、成田空港の欠陥のひとつである「へ」の字に曲がった誘導路をめぐる事件です。建設予定地の建物を撤去しようとして、2004 年３月に空港会社が所有者の反対同盟を相手に起こしました。

■最大争点は、地上権（反対同盟が土地を使用する正当な権利）の成否です。

■これを立証するために①登記された木造建物の存在を確認する実地検証、②旧地主の念書や地代支払いの事実を明らかにする公正な証人調べが必要です。

■ところが、仲戸川裁判長は原告・被告双方が申請する実地検証を拒否、最重要証人の尋問にも偽証をゆるす不当な指揮を強行したため、私たちは、裁判官忌避を申し立て闘っています。

三里塚芝山連合空港反対同盟　（連絡先）事務局長・北原鉱治　成田市三里塚１１５
http://www.sanrizuka-doumei.jp/blog/